2026年11月24日

各　位

会　社　名　　株式会社テクノクリエイティブ
（コード番号 9335 TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market）
代 表 者 名　　代表取締役CEO　三嶋　一秀
問 合 せ 先　　取締役CFO　松田　英明
T　E　L　　096-386-2360
U　R　L　　https://www.techno-creative.co.jp/

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、2026年11月24日開催の取締役会において、2026年12月25日開催予定の第28回定時株主総会に「定款一部変更の件」及び「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2026年9月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は同定時株主総会における承認可決を条件として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。また、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいており、同定時株主総会において「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

記

１．定款の一部変更について

（１）変更の理由

① 2026年9月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものであります。あわせて、本移行により、取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の権限委譲を可能とすることによる意思決定の迅速化を図るとともに、監査等委員である取締役以外の取締役の任期を２年から１年に短縮することで経営責任の明確化及び経営環境の変化への機動的対応を図るものであります。

② 今後の事業拡大及び経営体制の強化に機動的に対応できるよう取締役の員数上限を見直すほか、財務情報の信頼性の向上及びガバナンス体制のさらなる強化を図るため、会計監査人を設置するものであります。

③ 上記に伴い、監査等委員会設置会社への移行及び会計監査人の設置に必要な規定の新設並びに監査役に関する規定の削除を行うほか、現在の事業実態に即した事業目的の一部の削除、監査役の責任免除等に関する経過措置及び本定款変更の効力発生日に関する附則の新設、電子提供措置及び取締役の責任免除に関する規定の文言整備、条数の変更その他所要の整備を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

（3）日程

定款変更に関する株主総会開催予定日：2026 年 12 月 25 日

定款変更の効力発生予定日：2026 年 12 月 25 日

2．会計監査人の選任について

（1）選任予定年月日

2026 年 12 月 25 日（第 28 回定時株主総会開催予定日）

（2）会計監査人候補者の概要

① 名称	和泉監査法人
② 所在地	東京都新宿区揚場町２番 18 号 ブリエ飯田橋
③ 業務執行社員の氏名	諏訪　祐一郎、山下　聡
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

（3）和泉監査法人を会計監査人の候補者とした理由

当社は、和泉監査法人と金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が和泉監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以　上

（別紙）定款変更の内容

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章 総則	**第１章 総則**
（目的）	（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(10)（条文省略）	(1)～(10)（現行どおり）
(11) 各種オフィスワーク・コールセンター・データ入力・医療分野の BPO サービス	（削除）
(12) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業	(11) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
(13) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業	(12) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
(14) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業	(13) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
(15) 前各号に附帯または関連する各種コンサルティング業務	(14) 前各号に附帯または関連する各種コンサルティング業務
(16) 前各号に附帯または関連する一切の業務	(15) 前各号に附帯または関連する一切の業務
（機関）	（機関）
第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
（新設）	(3) 会計監査人
第３章 株主総会	**第３章 株主総会**
（電子提供措置等）	（電子提供措置等）
第 15 条第１項（条文省略）	第 15 条第１項（現行どおり）
２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
第４章 取締役及び取締役会	**第４章 取締役及び取締役会**
（員数） 第 18 条 当会社の取締役は、８名以内とする。	（員数） 第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とし、監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法） 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 ２～３（条文省略）	（選任方法） 第 19 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ２～３（現行どおり）
（任期） 第 20 条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設） （新設） （新設）	（任期） 第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。 ３ 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ４ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ５ 補欠の監査等委員である取締役を選任する場合における当該補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3 取締役会は、その決議によって最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各１名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各１名を定めることができる。
（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第26条（条文省略）	（取締役会規程） 第27条（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第28条 当会社は、会社法426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第29条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章 監査役 （員数） 第29条 当会社の監査役は、３名以内とする。 （選任方法） 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除） （削除） （削除） （削除）

現行定款	変更案
（任期） 第 31 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除） （削除）
（報酬等） 第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 （監査役の責任免除） 第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２ 当会社は、会社法 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除） （削除） （削除）
（新設） （新設） （新設）	**第５章 監査等委員会** （監査等委員会の招集通知） 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２ 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会が定める規程による。

現行定款	変更案
（新設）	**第６章 会計監査人**
（新設）	（選任方法） 第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	（任期） 第 33 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第６章 計算 第 34 条～第 37 条（条文省略）	**第７章 計算** 第 34 条～第 37 条（現行どおり）
附則 １．～９．（条文省略）	附則 １．～９．（現行どおり）
（新設）	10．第 28 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除及び責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条第１項及び第２項の定めるところによる。
（新設）	11．本定款の変更は、2026 年 12 月 25 日から効力を生ずる。